

栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 概要

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する規準等の一部を改正する省令の公布及び令和3年度介護報酬改定に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令基準）等が改正されることから、所要の規定の整備を図るものです。

2 改正する条例

- 栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- 栗東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- 栗東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例
- 栗東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

3 栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

【主な改正内容】

A. 訪問系サービス

① 夜間対応型訪問介護

- ・オペレーターの配置基準等の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり
 - オペレーターについて
 - ・併施設等の職員と兼務すること。
 - ・随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。
 - 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を「一部委託」すること。
 - 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。
- ・サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保・・・省令どおり
 - 事業所と同一の建物に居住する利用者にサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めること。

B. 通所系サービス

① 認知症対応型通所介護

- ・管理者の配置基準の緩和（★）・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり
 - 共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務とあわせて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。

② 通所系サービス共通

- ・災害への地域と連携した対応の強化（★）・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

○災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策が求められる介護サービス事業者を対象に訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

・**認知症介護基礎研修の受講の義務づけ（★）**・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

○認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

C. 多機能系サービス

① 小規模多機能型居宅介護

・**地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保（★）**・・・・・・・・省令どおり

○令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」から「標準基準」に見直す。（※必要な法律上の措置を講じた上で、運営基準について所要の改正を行うもの。）

・**小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し（★）**・・・・・・・・省令どおり

○広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

② 多機能系サービス共通

・**過疎地域等におけるサービス提供の確保（★）**・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

○過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととするを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。

・**認知症介護基礎研修の受講の義務づけ（★）**・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

○認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

D. 居住系サービス

① 地域密着型特定施設入居者生活介護

・**災害への地域と連携した対応の強化**・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

○災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

② 認知症対応型共同生活介護

・ **地域の特性に応じた認知症グループホームの確保（★）**・・・・・・・・省令どおり

○認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。

・経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「3以下」とする。

・複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。

・ **認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し（★）**・・・・・・・・省令どおり

○1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

・ **外部評価に係る運営推進会議の活用（★）**・・・・・・・・省令どおり

○認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価は維持した上で、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとする。

・ **計画作成担当者の配置基準の緩和（★）**・・・・・・・・省令どおり

○人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

③ **居住系サービス共通（★）**

・ **認知症介護基礎研修の受講の義務づけ**・・・・・・・・省令どおり

○認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

E. 施設系サービス

① **地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

・ **人員配置基準の見直し**・・・・・・・・省令どおり

○人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しを行う。

・他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。

・サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホ

ームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。

・ **介護保険施設の人員配置基準の見直し**・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

○従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。

・ **災害への地域と連携した対応の強化**・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

○災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

・ **認知症介護基礎研修の受講の義務づけ**・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

○介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

・ **口腔衛生管理の強化**・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

○口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。**(新設)**

・ **栄養ケア・マネジメントの充実**・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

○栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付けるとともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。**(新設)**

・ **個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し**・・・・・・・・省令どおり

○ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。

・ 1ユニットの定員を、夜間及び深夜も含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。

・ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

・ **介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化**・・・・・・・・省令どおり

○事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づける。その際、6月の経過措置期間を設けることとする。

F. 全サービス共通 (★)

・ **感染症対策の強化**・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

○介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施

・ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

- ・業務継続に向けた取組の強化・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり
 - 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（新設）
- ・ハラスメント対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり
 - 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めることとする。
- ・会議や多職種連携における ICT の活用・・・・・・・・省令どおり
 - 運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。
 - ・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
 - ・利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- ・利用者への説明・同意等に係る見直し・・・・・・・・省令どおり
 - 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則として、電磁的な対応を認めることとする。（新設）
- ・記録の保存等に係る見直し・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり
 - 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として、電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。（新設）
- ・運営規程等の掲示に係る見直し・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり
 - 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。
- ・高齢者虐待防止の推進・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり
 - 障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。
- ・CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進・・・・省令どおり
 - 全てのサービスについて、CHASE・VISIT を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

4 栗東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正

【主な改正内容】

上記（第1条関係）の（★）を付記しているものについては、同様の措置を講じる。

- ① 認知症対応型通所介護
 - ・ 管理者の配置基準の緩和
 - ・ 災害への地域と連携した対応の強化
 - ・ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ② 小規模多機能型居宅介護
 - ・ 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保※
 - ・ 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し
 - ・ 過疎地域等におけるサービス提供の確保
 - ・ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ③ 認知症対応型共同生活介護
 - ・ 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保
 - ・ サテライト型事業所の基準の創設
 - ・ 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し
 - ・ 外部評価に係る運営推進会議の活用
 - ・ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ④ 全サービス共通
 - ・ 感染症対策の強化
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化
 - ・ ハラスメント対策の強化
 - ・ 会議や多職種連携における ICT の活用
 - ・ 利用者への説明・同意等に係る見直し（新設）
 - ・ 記録の保存等に係る見直し（新設）
 - ・ 運営規程等の掲示に係る見直し
 - ・ 高齢者虐待防止の推進（新設）
 - ・ CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進

5 栗東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部改正

【主な改正内容】

上記（第1条関係）F. 全サービス共通について、同様の措置を講じる。

- ・ 感染症対策の強化（新設）
- ・ 業務継続に向けた取組の強化（新設）
- ・ ハラスメント対策の強化
- ・ 会議や多職種連携における ICT の活用
- ・ 利用者への説明・同意等に係る見直し（新設）
- ・ 記録の保存等に係る見直し（新設）
- ・ 運営規程等の掲示に係る見直し
- ・ 高齢者虐待防止の推進（新設）

- ・ CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進

6 栗東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

【主な改正内容】

①質の高いケアマネジメントの推進・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者には、以下について、利用者に説明を行うことを新たに求める。

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

②生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・省令どおり

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを10月から導入する。

③上記（第1条関係）F. 全サービス共通について、同様の措置を講じる。

- ・感染症対策の強化（**新設**）
- ・業務継続に向けた取組の強化（**新設**）
- ・ハラスメント対策の強化
- ・会議や多職種連携におけるICTの活用
- ・利用者への説明・同意等に係る見直し（**新設**）
- ・記録の保存等に係る見直し（**新設**）
- ・運営規程等の掲示に係る見直し
- ・高齢者虐待防止の推進（**新設**）
- ・CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進

7 施行期日

令和3年4月1日

経過措置

- ①令和3年10月1日から導入する。
 - ・生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応
- ②6か月間の経過措置期間を設ける。
 - ・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ③3年間の経過措置期間を設ける。
 - ・高齢者虐待防止の推進
 - ・業務継続に向けた取組の強化
 - ・感染症対策の強化
 - ・認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
 - ・栄養ケア・マネジメントの充実
 - ・口腔衛生管理の強化

④当分の間

- ・個室ユニット型施設の設備

④令和9年3月31日までの経過措置期間を設ける。

- ・管理者要件 やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。